

保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組

- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量拡大を図るなか、平成29年度末には保育士が約7.4万人不足することが見込まれており、保育を支える保育士の確保が重要
- また、現状の保育士の求人状況をみても、ハローワークにおける有効求人倍率は1倍を超過する状況にあり、保育士の確保は喫緊の課題
 - 「人材確保（人材育成、就業継続、再就職、働く職場の環境改善）」と「人材確保を支える取組」により保育士確保に総合的に取り組む
 - さらに、保育士の確保を強化するため、「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施
 - これらの一体的取組により、まずは平成26年度を見据えた保育を支える保育士の確保を図りつつ、待機児童解消加速化プランを着実に推進

1. 人材育成

- ①保育士養成数の増加
幼稚園教諭免許状保有者に係る保育士資格取得特例の活用による保育士の増加
- ②保育士資格の取得支援
 - ・認可外保育施設に勤務する保育士資格を持たない方に対し、保育士養成施設における受講費等を支援
 - ・保育士養成施設への入学者を対象に、修学資金を貸し付け
- ③保育士養成施設に対する働きかけ・就職あっせん機能の強化
保育の魅力を伝えるための取組や養成施設の就職あっせん機能の向上のための研修を実施

2. 就業継続

- ①新人保育士を対象とした離職防止のための研修
新人保育士の早期退職を防止するための研修を実施
- ②保育士等を対象とした保育の質の向上のための研修
保育士の保育の質向上を目的とした研修を実施

3. 再就職

- ①保育士・保育所支援センターの活用
潜在保育士の再就職に関する相談や就職あっせん、保育所の潜在保育士活用方法に関する支援等を実施
- ②再就職前の実技研修
ブランク等があり、現場への再就職に不安を感じている方を対象とした、潜在保育士の再就職前の保育実技研修等を実施
- ③養成校を通じた卒業生に対する再就職支援
保育士養成施設の卒業生に対し、再就職に関する情報を提供

保育士マッチング強化プロジェクト

- ハローワークにおける重点取組
 - ・未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底
 - ・求職者の保育士としての就業意欲を喚起する求人情報の提供
 - ・保育所のニーズを踏まえた求人充足支援
- ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化
 - ・都道府県等が持っている保育所整備等の情報に基づく、特に保育士の確保が必要な地域において、マッチングを重点的に実施
 - ・関係機関が実施する研修等に関する情報の共有
 - ・保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催
 - ・ハローワークと保育士・保育所支援センター等で求職者に対する共同支援

4. 働く職場の環境改善

- ①処遇改善
- ②管理者等を対象とした雇用管理の研修
管理者に対し、離職防止につながる雇用管理研修の実施
- ③雇用管理の好事例集の収集・提供
保育所における雇用管理の好事例集を収集・提供
- ④仕事と家庭生活の両立支援に取り組む事業主を支援

5. 人材確保を支える取組

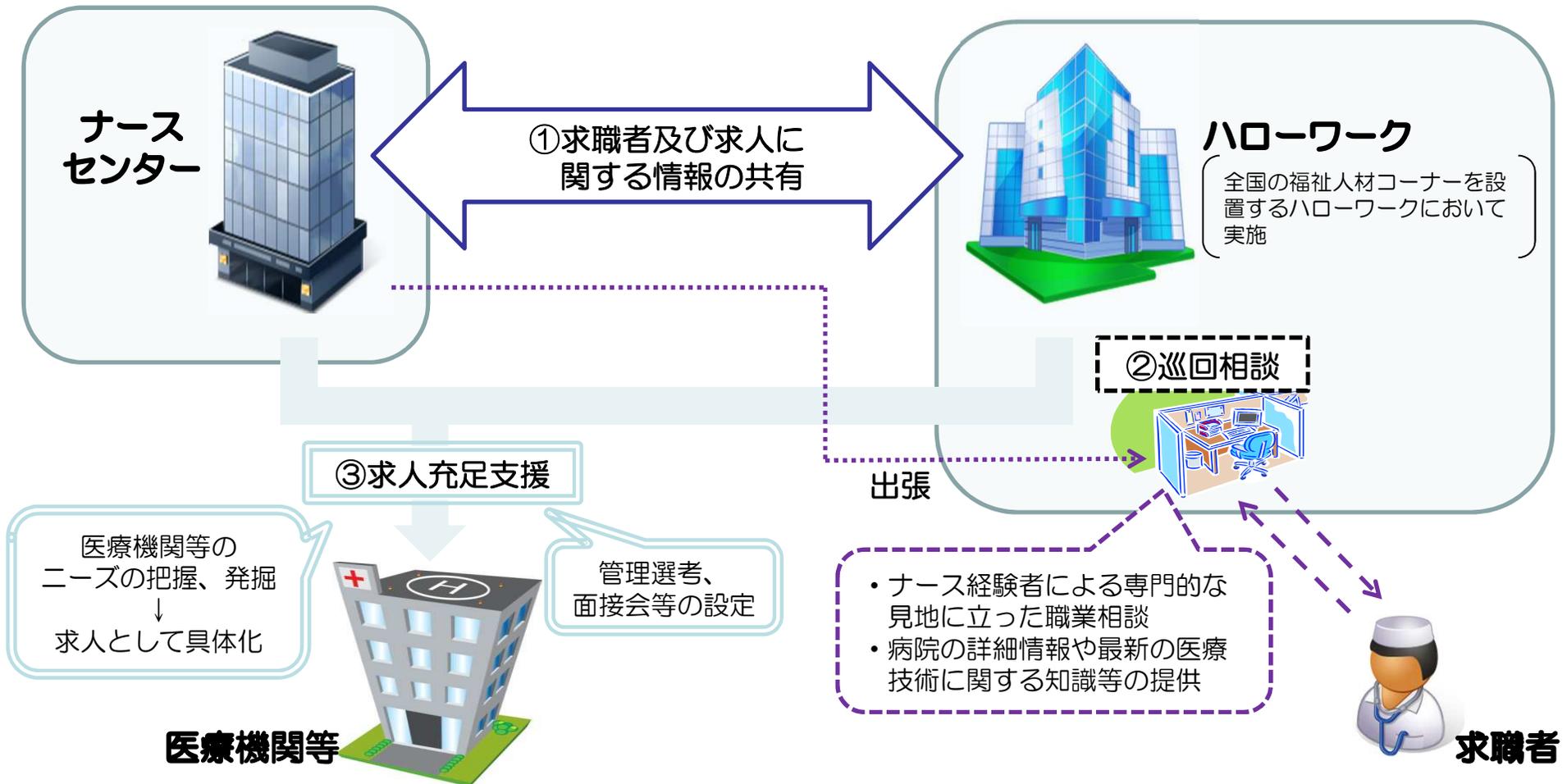
- 保育士マッチング強化プロジェクトへの関係機関の参加
- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定支援による計画的な人材確保策の確立
- 保育士・保育所支援センターの好事例集の収集・提供
- 保育士確保に関する広報
- 都道府県や市区町村における保育士確保の取組状況の把握

ナースセンター・ハローワーク連携事業

- ハローワークとナースセンターの連携により、看護師等の医療職種での就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングを強化するための事業を実施。

【主な事業内容】

- ① 求職者及び求人に関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、医療機関等を対象とした求人充足支援



建設人材確保プロジェクトの推進

実施体制

- 建設労働者が不足している地域の主要なハローワーク68箇所で実施。

取組内容

求人者に対する支援

- **未充足求人へのフォローアップの徹底**

事業主からの相談時や事業所訪問の際に、求職者の賃金等に関するニーズや経験・資格取得の状況等を情報提供した上で、求人条件の緩和指導や求人内容の明確化などの助言を実施。

- **事業主向けセミナーの実施**

事業主を対象に、建設関係職種の人材確保に向けた他社の取組事例、雇用管理改善の好事例等の紹介、求職者に分かりやすい求人票の作成等を内容とするセミナーを実施。

- **関連助成金制度の情報提供**

建設事業主、建設事業主団体が利用可能な助成金の概要をまとめた資料等を活用して、求人者の実情に応じて情報を提供。

求職者に対する支援

- **求職者に対する求人情報等の提供**

求職者に対して、建設関係職種の求人の状況や建設業界の動向に係る最新情報の提供。

マッチング支援

- **就職面接会等の開催**

ハローワーク主催の就職面接会や管理選考等を定期的に行う。

- **関係団体等との連携による人材確保のためのネットワークの構築**

労働局、ハローワーク、建設業団体等により、建設人材の確保のためのネットワークを構築し、求人・求職者の状況等について情報の共有を図るとともに、就職面接会等の開催にも当該ネットワークを活用。

マザーズハローワーク事業の概要

拠点

マザーズハローワーク（21箇所【平成18年度より設置】）

- ・ 子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。
- ※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（163※箇所【平成19年度より設置】）

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内のコーナーとして設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、紹介面接時における一時預かりの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

平成28年度の新規取組



○ 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、支援の対象となる女性等が多数存在する地域におけるマザーズコーナーを新設(5箇所)する。
事業拠点 平成27年度 184箇所 → 平成28年度 189箇所

○ ひとり親に対する支援の強化

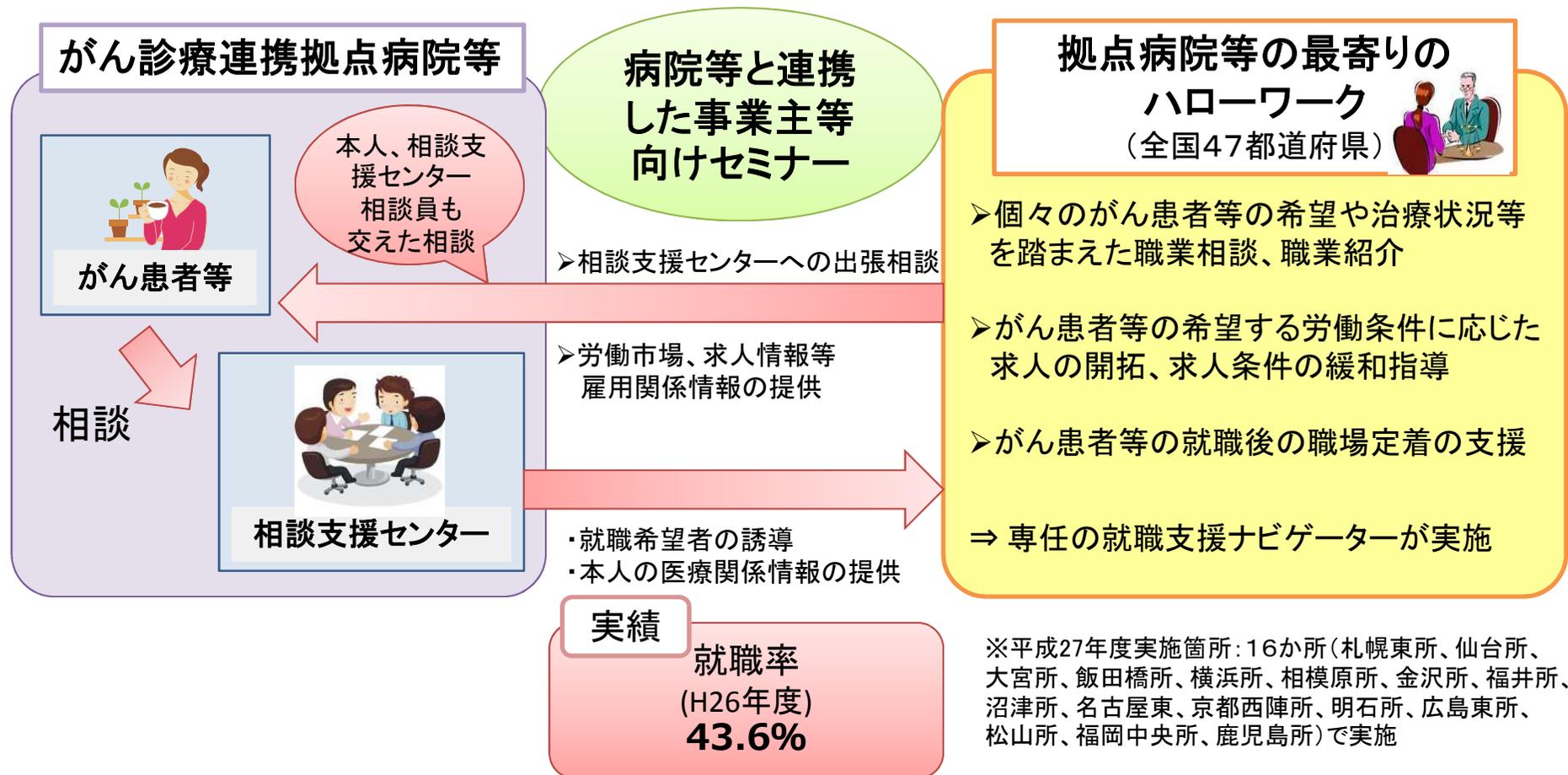
マザーズハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、母子家庭の母等のひとり親に対してプライバシーに配慮した相談や専門的な支援を実施する。また、地方公共団体やひとり親への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施する。

○ 公的職業訓練へのあっせん機能の強化

マザーズハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、公的職業訓練等への受講あっせん、就職支援等を実施する。

がん患者等に対する就職支援事業

- 25年度から、ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を開始し、平成27年度は全国16か所において実施している。
- 28年度は、3年間のモデル事業で蓄積した就職支援ノウハウや知見を幅広く共有し、がん患者等の就職支援について、事業の実施箇所数を拡充し、全国で実施する(全国16か所→48か所)。



全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

《 地域雇用対策の推進について》

- 地方創生の取組において、「しごと」と「ひと」の創生はその中心を成すものであり、魅力あるしごと作りとそれに必要な人材の育成・定着等を図る地域雇用対策の役割は重要性を増している。
- 各自治体においては、以下を活用することにより地域雇用対策の継続、拡充を図られたい。
 - ・ 戦略産業雇用創造プロジェクト、実践型地域雇用創造事業等、地方創生に向けた雇用課題への対応を支援する厚労省の各種事業
 - ・ 地方創生の交付金（H26年度補正の「先行型交付金」、H27年度補正の「加速化交付金」、H28年度の「新型交付金」）
- 各労働局には自治体の求めに積極的に応じ必要な助言や協力を行うよう指示しているので、労働局と緊密な連携を図っていただき、労働局が有する知見や政策ツールを積極的に活用されたい。

【労働局との連携について】

- 労働局は、地域の雇用失業情勢や各種労働施策に関する知見を有する専門機関であり、地域雇用対策では以下の政策ツールを有している。
 - ・ 戦略産業雇用創造プロジェクト
⇒ 雇用情勢の厳しい都道府県において、産業施策を雇用面から支援（補助上限額 年間10億円、最長3年間）
 - ・ 実践型地域雇用創造事業
⇒ 雇用情勢の厳しい市町村において、地域の創意工夫を活かした雇用創造の取組を支援。（委託上限額 年間2億円、最長3年間）
- 各自治体の地方創生に向けた取組において、労働局やHWと連携を図りつつ、これらを効果的に活用いただきたい。

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

【地域雇用対策(厚生労働省事業)の拡充】

○ H28年度予算では、地方創生の深化に向けた更なる取組強化を推進するため、以下をすることとしたところ。

- ・ 戦略産業雇用創造プロジェクトの対象地域の拡充
→ 有効求人倍率及び大都市圏に係る要件を緩和
- ・ 実践型地域雇用創造事業関連利子補給制度の創設
→ 本事業に参画する事業主の雇用創造に向けた設備投資を支援
- ・ LO活(local+就活)プロジェクトの拡充
→ 大都市圏の学生のみならず、非正規雇用労働者等の潜在的移住希望者を対象とするとともに、地方就職の動機付けの取組を強化
- ・ 地域雇用開発奨励金の拡充
→ 中小企業に対する支給額の上乗せ措置の創設

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

【地方創生の交付金を活用した雇用創出、人材育成等の取組】

- 地方創生先行型交付金(H26年度補正予算)
 - ・ 全都道府県を対象とした厚労省の緊急雇用創出事業(地域人づくり事業)で実施してきた事業のうち、地方創生の趣旨に合致するものは、本交付金のメニューである「地域しごと支援事業」で実施可能であり、各自治体で活用いただいているところ。

- 地方創生加速化交付金(H27年度補正予算)
 - ・ 本交付金は効果の発現が高い事業の実施に活用可能であり、本交付金を活用して「しごと創生」、「働き方改革(若者雇用対策、ワークライフバランス等)」等に取り組むことが可能。

- 地方創生新型交付金(平成28年度予算)
 - ・ 本交付金の類型に挙げられている「雇用創出や人材育成と連携した移住促進」、「地域ぐるみ働き方改革プラットフォームの構築」の枠組の検討に当たっては厚労省が積極的に関与したところ。
 - ・ 労働局やHWとの連携強化を図りながら、積極的に雇用創出、人材育成、人材還流等に取り組んでいただきたい。

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

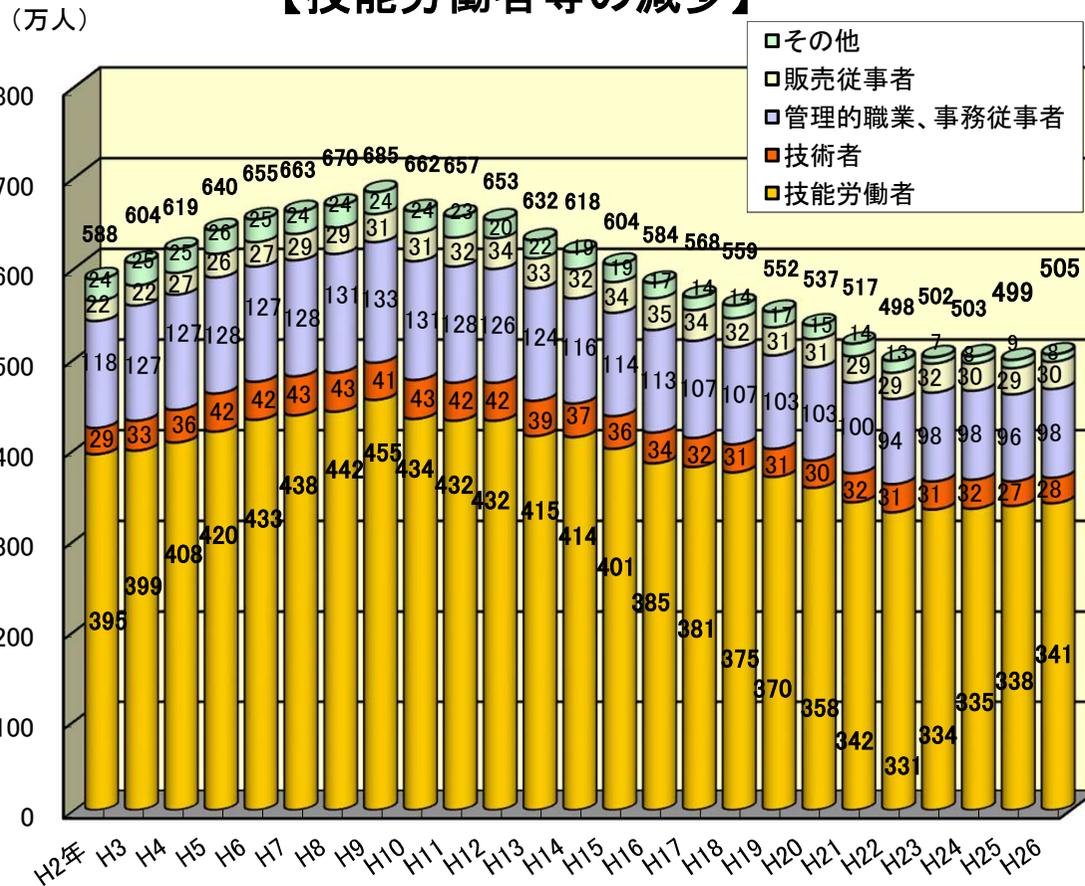
《建設業における人材確保対策について》

- 現在、建設業界については全国的に担い手が不足している状況。
- 特に全産業を上回るペースで就業者の高齢化が進行しており、若年労働者の確保及び育成が喫緊の課題。
- そのため、建設人材確保のためには、都道府県や労働局等の関係機関との連携が不可欠であるので、各都道府県労働局が行っている「建設雇用改善推進対策会議」の場等を通じて、双方の取組について積極的な連携強化をお願いしたい。
- また、現在、H28年度からの五カ年計画である第9次建設雇用改善計画を策定しているところであり、今年度中に告示をする予定なので、地域における建設労働者の雇用改善を通じた人材確保・育成について、連携及びご協力をお願いしたい。

建設分野における就業者の現状

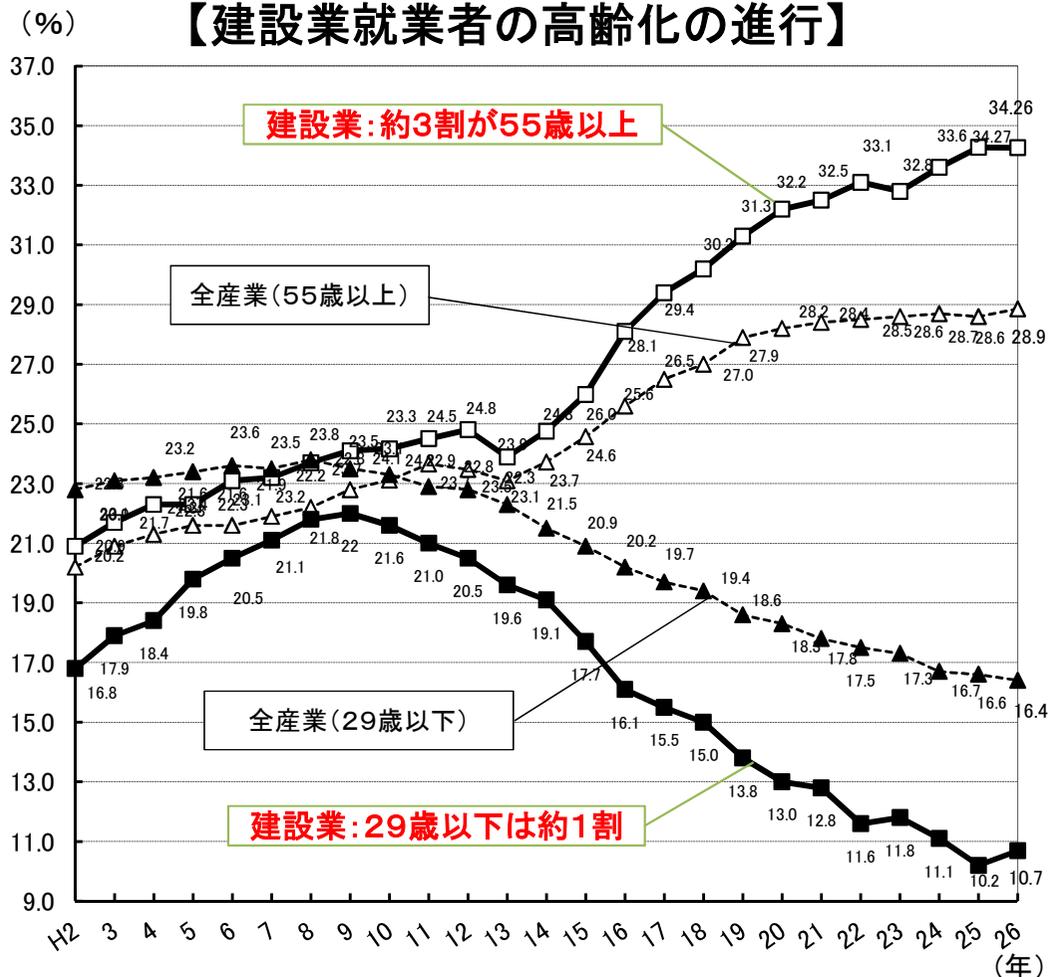
- 近年の建設投資の急激な減少、競争の激化等により、経営を取り巻く環境が悪化。機材を手放さざるを得ず、また、鉄筋工や型枠工を中心とする技能労働者の不足傾向といった、構造的な課題に直面している。
- 技能労働者数は、ピーク時の455万人(平成9)から、341万人(平成26)に減少し、約25%減少している。
- 建設業就業者は、約3割が55歳以上である一方、29歳以下は約1割であり、全産業を大幅に上回るペースで高齢化が進行している。

【技能労働者等の減少】



〔出典〕 総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

【建設業就業者の高齢化の進行】

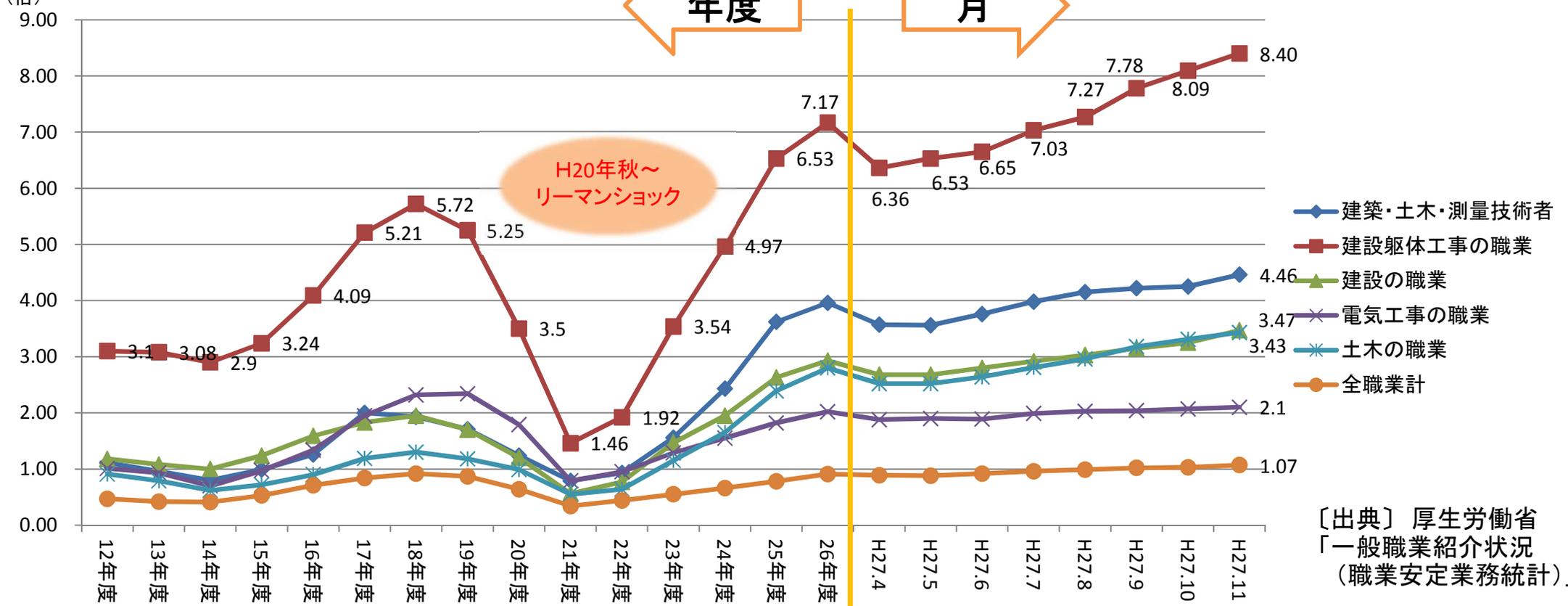


〔出典〕 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設業関連職種の有効求人倍率の推移

○ 建設業関連職種の有効求人倍率については、景気回復や震災復興需要等により年々上昇傾向にあり、今後、業界における担い手確保に向けて、更なる対策を実施していく必要がある。

職業別有効求人倍率(常用(除くパート))



	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11
建築・土木・測量技術者	1.11	0.96	0.80	0.99	1.26	2.00	1.93	1.71	1.24	0.79	0.93	1.56	2.43	3.62	3.96	3.57	3.56	3.76	3.98	4.15	4.22	4.25	4.46
建設躯体工事の職業	3.10	3.08	2.90	3.24	4.09	5.21	5.72	5.25	3.50	1.46	1.92	3.54	4.97	6.53	7.17	6.36	6.53	6.65	7.03	7.27	7.78	8.09	8.40
建設の職業	1.18	1.08	1.00	1.24	1.59	1.83	1.95	1.70	1.20	0.56	0.77	1.47	1.95	2.63	2.93	2.68	2.68	2.80	2.92	3.03	3.15	3.25	3.47
電気工事の職業	1.01	0.93	0.70	0.97	1.34	1.95	2.32	2.34	1.79	0.79	0.95	1.29	1.55	1.82	2.02	1.88	1.90	1.89	1.99	2.03	2.04	2.07	2.10
土木の職業	0.91	0.79	0.62	0.72	0.90	1.19	1.30	1.18	0.99	0.55	0.64	1.15	1.65	2.39	2.80	2.52	2.52	2.64	2.81	2.96	3.18	3.31	3.43
全職業計	0.47	0.42	0.41	0.53	0.71	0.84	0.92	0.87	0.64	0.34	0.44	0.55	0.66	0.78	0.91	0.89	0.88	0.92	0.96	0.99	1.02	1.03	1.07

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

《生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備》

○ 地域における多様な雇用・就業機会の確保

・ 高齢者の地域での就業機会の確保等を推進していくため、地方公共団体をはじめとする地域の高齢者の就業に関する関係者は、相互の情報共有や、多様な就業機会の確保に関する協議等を行う協議会を組織することができるよう検討。

・ 地方公共団体において、協議会に協議の上、地域の高齢者の雇用に資する事業に関する事等について、計画を策定し、国としても必要な支援を行っていく。

具体的には、平成28年度新規事業である「生涯現役促進地域連携事業」により協議会が定めた事業の実施を支援していく予定であり、各地方自治体においては積極的な活用をお願いしたい。

○ シルバー人材センターの機能強化

・ 高齢者に多様な就業機会を提供できるようにするため、シルバー人材センターが地方公共団体や経済団体等と連携し新たな就業機会を創造するための取り組みを支援する事業を創設する等、シルバー人材センターの機能強化を図ることに加え、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業に限定されているシルバー人材センターの業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等において、職業紹介事業及び労働者派遣事業に限り、他の事業者や労働市場への影響に配慮した上で要件を緩和することを検討。

・ 要件緩和を行うに当たっては、民業圧迫が生じることのないよう、あらかじめ地域の関係者の意見を聴取頂くことなどの手続きが必要となるが、高齢者の活躍促進を図る上で、シルバー人材センターの積極的な活用をお願いしたい。

《平成28年度新規事業》

○生涯現役促進地域連携事業【平成28年度予定額8.5億円】

地方自治体が主体となって構成された協議会等を通じて、地域の高齢者の多様なニーズに対応した雇用就業機会を確保する事業。

○地域就業機会創出・拡大事業【平成28年度予定額7.9億円】

シルバー人材センターと地方公共団体や商工団体等の関係機関が連携して、地域社会・経済の維持・発展等につながる新たな就業機会を創造する事業。

地域の高年齢者の就業に係る協議会

第72回雇用対策基本問題部会配布資料

改正の趣旨

地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業機会を確保するため、高年齢者の就業等に係る地域の関係者から構成される協議会を設置する。

改正の内容【平成28年4月1日施行】

- 地方公共団体、事業主団体など地域の関係者は、協議会を組織することができるものとする。
- 協議会は、地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業機会の確保について、関係者間の情報の共有や連携の強化を図るとともに、計画の策定やその実施に必要な事項等について協議を行うものとする。
- 協議会の協議を経て地方公共団体が策定した計画については、厚生労働大臣に協議し、同意を求めることができるものとし、同意が得られた計画に定める高年齢者の雇用に資する事業については、雇用保険二事業として実施することとする。

【協議会のイメージ】



シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和

第72回雇用対策基本
問題部会配布資料

改正の趣旨

地域の実情に応じ、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会を確保する観点から、現行、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に限定されているシルバー人材センター等の取り扱う業務の要件を緩和する。

現行の内容

シルバー人材センターの取り扱う業務は、「臨時的・短期的」（概ね月10日程度まで）又は「軽易な業務」（概ね週20時間程度まで）に限定されている。

改正の内容【平成28年4月1日施行】

- シルバー人材センターの業務のうち、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。
- 要件緩和により、民業圧迫等が起きることのないよう、以下の仕組みを設ける。
 - ・ 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準（※1）に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
 - ・ 要件緩和を実施する業種等を指定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者（※2）の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣に協議すること。
 - ・ 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなったときは、指定を取り消すこと。

※1 次の2つの基準を想定。 ①要件緩和により、競合する事業者の利益を不当に害することがないと認められること。

②要件緩和により、他の労働者の就業機会等に著しい影響を与えることがないと認められること。

※2 次の関係者を規定。 ①市町村長、②シルバー人材センター等、③指定しようとする業種・職種について派遣業、職業紹介業等を行う事業者を代表する者、

④当該市町村の労働者を代表する者

生涯現役促進地域連携事業(仮称)

平成28年度予定額 8.5(0)億円

背景

- 少子・高齢化が進展し、高年齢者による労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要。
- 特に、平成26年に団塊世代(約660万人)が65歳に到達し、多くの人企業が退職していると考えられ、地域社会におけるこれらの層の活躍の場を早期に整備することが必要。

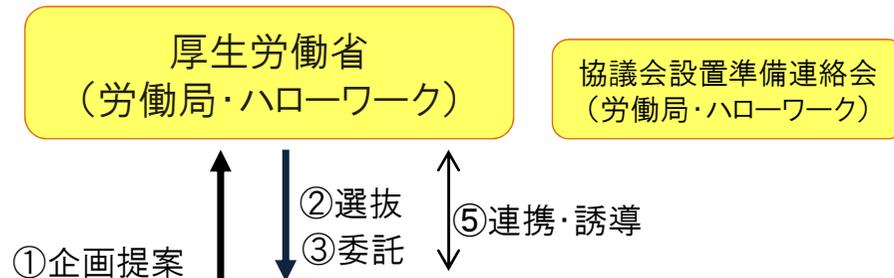
事業内容

①生涯現役促進地域連携事業

地方自治体を中心となって構成される「協議会」からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施。

②労働局等における専門的相談・支援及び協議会設置準備連絡会の設置

実施イメージ



事業例 (生涯現役促進地域連携事業)

- ①高年齢者に対する情報提供、関係機関、関連事業の紹介
- ②高年齢者に対する職業生活設計等に関するセミナー開催
- ③企業に対する生涯現役促進セミナー開催
- ④高年齢者の雇用・就業に係る合同説明会の開催
- ⑤高齢者活躍のためのガイドブック・情報誌の作成・普及
(相談機関一覧の掲載等)
- ⑥高年齢者の雇用・就業に係るニーズ調査・分析
- ⑦高齢者向けの雇用・就業の場の創出
(農家レストラン、配食サービスなど)

事業規模

- 1地域あたり3,000万円程度を想定
- 箇所数：20箇所程度を想定

対象

- 実施主体：協議会(地方自治体を中心とした合議体)
- 事業年度：1年度単位(最大3年度の支援を想定)

高齢者ニーズ

地域ニーズ

シルバー人材センター事業(地域就業機会創出・拡大事業(仮称))

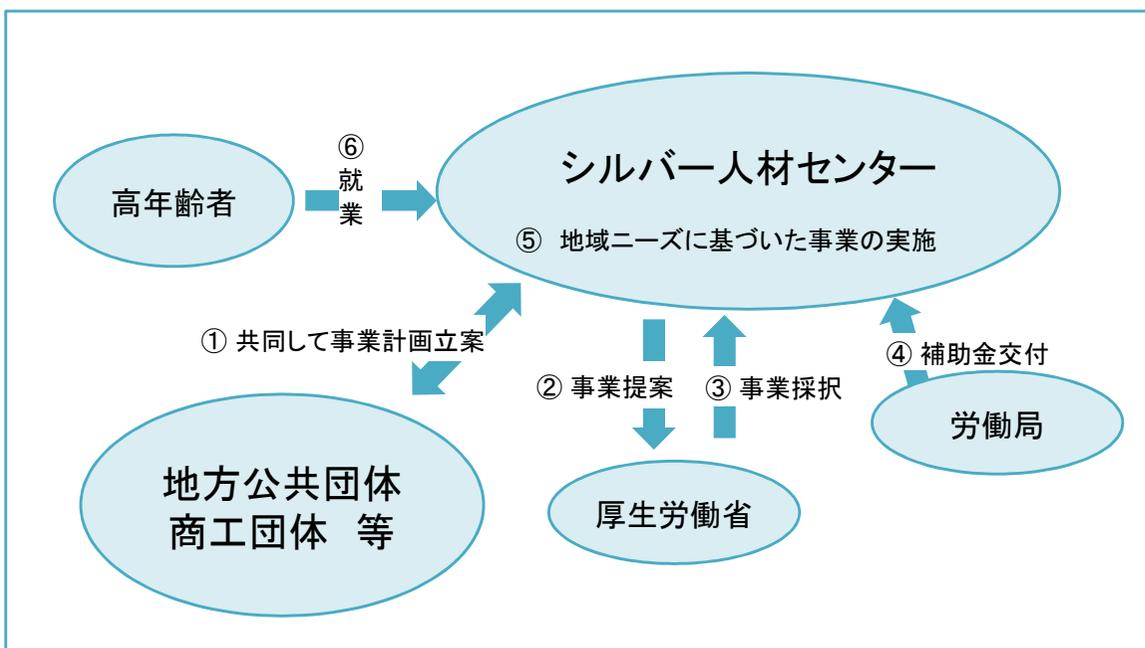
平成28年度予定額 7.9億円(0億円)(雇用勘定)

趣旨

シルバー人材センターと地域の地方公共団体や商工団体等の関係機関が連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化、地域社会・経済の維持・発展等につながる新たな就業機会を創造する事業(地域就業機会創出・拡大事業)を実施する。

※ 本事業をシルバー人材センター事業に新たに追加し、シルバー人材センターが本事業の実施に要する費用の一部を、高齢者就業機会確保事業等補助金(シルバー人材センター事業分)により補助する(補助率2分の1)

○ 実施のイメージ



○ 主な補助対象経費

- ・ 事務所賃借料、機器リース・購入費
- ・ コーディネーター謝金・活動旅費
- ・ 事業周知・高齢者の募集経費
- ・ 関係機関等との連絡・調整経費 等

* 事業に従事する高齢者の賃金・配分金、原材料費等は補助対象としない。

○ 事業期間

3年度以内(単年度ごとに採択)

*事業期間終了後は自主財源等により継続して実施

○ 事業経費

1年度500万円以内(2年度以降400万円以内)

○ 実施地域数

150箇所

例1

放課後学習支援事業

学習塾がない地域において、教員経験等があるシルバー人材センター会員が講師となり、小中学生に対し、放課後、授業の補習等を行う。

例2

観光案内事業

シルバー人材センター会員が観光名所、景勝地、街歩き等のガイドを行う。